

令和8年度札幌市立保育所等代替看護師配置業務

質問番号	質問内容	回答
1	・委託者との打合わせは基本的に業務実施者が参加することを想定しているか また、もしその場合、業務実施者による参加が難しい時は、受託者など業務実施者以外が代わりに参加することは可能か ・打合わせ費用についての取り決めはあるか ・業務実施者が何らかの理由により、遅刻または早退し、予定の勤務時間よりも短くなった場合どのような対応になるか ・業務実施者が何らかの理由により欠勤した場合はどのような対応になるか ・受託者が準備する物品等はあるか ・事前に決定していた勤務場所が、何らかの理由により他のセンターへ変更になる可能性はあるか ・勤務中に行事等で外出することはあるか ・業務実施者が勤務中に物品等を立て替えて支払うことはあるか	・打合わせに関しましては、業務実施者に対し、業務従事時間内において、各園看護師より医療的ケアの実施に係る説明をさせていただきます。また、上記とは別に受託者へは事前に各園の医療的ケア児に係る情報(主治医の意見書・指示書等)を提供させていただきます。 なお、契約事務を担当している子ども未来局子育て支援課事務職員と受託者との打合わせは想定しておりませんが、必要に応じ対応させていただきます。打合わせ費用の取り決めはありません。 ・業務実施者が何らかの理由により予定の勤務時間よりも短くなった場合及び欠勤した場合についての取り決めはありませんので、当該事象が発生した場合は対応について都度協議をさせていただきます。 ・受託者が準備する物品等はありません。医療機器その他備品については、各園のものを使用していただくことになります。 なお、被服の貸与はございませんので、業務実施者は動きやすい格好で従事できるよう留意願います。 ・原則として勤務場所の変更は想定しておりません。 ・仕様書3(2)のとおりです。 ・立替払いの発生はございません。ケアに必要な物品等は各園の備品、または児童の持ち込み分を使用いたします。万が一、業務実施者の取り扱いに起因して医療機器や備品等を破損した場合は、委託者と受託者間で協議の上、対応を決定するものとします。
2		
3		